

令和8年6月4日

## 五戸町議会第19回定例会提出議案

五 戸 町

第19回定例会に付議する事件

- 報告第 1号 五戸町一般会計継続費繰越計算書について
- 報告第 2号 五戸町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 議案第50号 指定管理者の指定について（農産物直売等拠点施設）
- 議案第51号 五戸町多目的グラウンド設置条例案
- 議案第52号 五戸町印鑑条例の一部を改正する条例案
- 議案第53号 五戸町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第54号 五戸町指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第55号 五戸町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第56号 五戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第57号 五戸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第58号 五戸町土地開発基金条例を廃止する条例案
- 議案第59号 令和8年度五戸町一般会計補正予算（第1号）・・・・・・・・・・別冊
- 議案第60号 令和8年度五戸町介護保険特別会計補正予算（第1号）・・・・・・・・別冊
- 議案第61号 令和8年度五戸町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別冊

報告第1号

五戸町一般会計継続費繰越計算書について

令和7年度五戸町一般会計の継続費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年6月4日 提出

五戸町長 若宮 佳一

令和7年度 五戸町継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費現計予算額			支出済額 及び 支出見込額	残 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国県支出金	地方債	その他
10	教育費	3 中学校費	五戸中学校 改築事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			3,433,929,000	204,939,000		204,939,000	204,939,000	204,939,000	952,000	71,387,000	126,600,000	6,000,000	

報告第2号

五戸町一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和7年度五戸町一般会計の繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和8年6月4日 提出

五戸町長 若宮 佳一

令和7年度 五戸町繰越明許費繰越計算書(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	上市川地区産直施設整備事業	円 587,794,000	円 587,794,000	円 29,600,000	円 446,440,000	円 67,800,000	円 43,954,000	円
	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳費	円 1,190,000	円 1,190,000	円	円 1,078,000	円	円	円 112,000
		戸籍電算化事業費	円 1,848,000	円 1,848,000	円	円 1,848,000	円	円	円
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	円 205,000	円 205,000	円	円 205,000	円	円	円
6 農林水産業費	2 林業費	鳥獣被害防止事業	円 1,117,000	円 1,117,000	円	円 1,000,000	円	円	円 117,000
7 商工費	1 商工費	プレミアム商品券発行事業	円 61,835,000	円 61,835,000	円	円 61,835,000	円	円	円
8 土木費	2 道路橋梁費	道路メンテナンス事業費	円 101,110,000	円 101,110,000	円	円 62,284,000	円 38,800,000	円	円 26,000
9 消防費	1 消防費	災害対策事業	円 5,940,000	円 5,940,000	円	円 2,664,000	円	円	円 3,276,000
10 教育費	4 社会教育費	五戸町立公民館管理費	円 1,760,000	円 1,760,000	円	円	円 1,700,000	円	円 60,000
11 災害復旧費	3 文教施設災害復旧費	町立公民館災害復旧費	円 5,266,000	円 5,266,000	円	円	円 5,200,000	円	円 66,000
合 計			768,065,000	768,065,000	29,600,000	577,354,000	113,500,000	43,954,000	3,657,000

議案第50号

指定管理者の指定について（農産物直売等拠点施設）

指定管理者を次のとおり指定する。

1 管理を行わせる施設及び指定管理者となる団体の名称

管理を行わせる施設の名称	指定管理者となる団体の名称
農産物直売等拠点施設	コムラ醸造株式会社

2 指定の期間 令和8年7月1日から令和13年3月31日まで

令和8年6月4日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定するため提案するものである。

議案第51号

五戸町多目的グラウンド設置条例案

五戸町多目的グラウンド設置条例を次のように定める。

令和8年6月4日 提出

五戸町長 若宮 佳一

提案理由

五戸町多目的グラウンドを新たに設置し、その管理運営等について必要な事項を定めるため提案するものである。

## 五戸町多目的グラウンド設置条例

### (設置)

第1条 この条例は、スポーツ・レクリエーション活動の活性化と地域住民の交流の場づくりを通じて、町民の健康維持・増進と地域の絆を深めることを目的として、人工芝を敷設した五戸町多目的グラウンド（以下「グラウンド」という。）を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (名称及び位置)

第2条 グラウンドの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
五戸町多目的グラウンド	五戸町字上新井田10番地2

### (指定管理者による管理)

第3条 グラウンドの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

### (指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) グラウンドの使用の許可に関する業務
- (2) グラウンドの使用に係る料金（照明設備の使用に係る料金を含む。）の収受、減免及び還付に関する業務
- (3) グラウンド及びその附属設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

### (使用許可及び条件)

第5条 グラウンドを使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、グラウンドの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

### (使用の制限)

第6条 指定管理者は、グラウンドの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害し、又は公益を害するおそれがあるとき。

- (2) グラウンド又はその附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) グラウンドの管理上支障があるとき。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の利益になると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者がその使用を不相当と認めるとき。  
（使用許可の取消し等）

第7条 指定管理者は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこれに基づく規則又は使用許可の条件に違反したとき。
  - (2) 偽りその他不正行為により使用の許可を受けたとき。
  - (3) 前条各号のいずれかに該当することとなったとき。
  - (4) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。
- 2 前項の規定（第4号の場合は、災害等による緊急の必要があるときに限る。）による処分によって使用者に損害を及ぼすことがあっても、町及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

（使用料金）

第8条 グラウンドの使用に係る料金（照明設備の使用に係る料金を含む。以下「使用料金」という。）は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

- 2 使用料金は前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 使用料金は、指定管理者の収入とする。

（使用料金の還付）

第9条 既納の使用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他不可抗力により使用できなくなったとき。
  - (2) 第7条第1項第4号の規定により使用の許可を取り消したとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めるとき。
- （使用料金の減免）

第10条 指定管理者は、公益上必要があると認められるときその他教育委員会が特別の理由があると認めるときは、使用料金を減額し、又は免除することができる。

(目的外使用等の禁止)

第11条 使用者は、許可を受けた目的以外にグラウンドを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別設備の設置等の許可)

第12条 使用者は、グラウンドの使用に当たり特別の設備を設置し、又は特殊な物品を搬入しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(秩序の保持)

第13条 使用者その他グラウンドに入場する者は、グラウンド内の秩序を保持し、グラウンド及び附属設備の保全に努めるとともに、指定管理者の指示に従わなければならない。

(入場の拒否等)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒否し、退場を命じ、又はその他の必要な措置を講ずることができる。

- (1) 感染性疾患があると認められる者
- (2) 秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められる者
- (3) 指定管理者の指示に従わない者
- (4) その他管理上入場を不相当と認める者

(原状回復義務)

第15条 使用者は、グラウンドの使用を終えたとき、又は第7条第1項の規定により使用を停止され、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復し、返還しなければならない。ただし、指定管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 教育委員会は、使用者が前項の義務を履行しないときは、自ら原状に回復し、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該使用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第16条 グラウンド又はその附属設備を損傷し、又は滅失した者は、教育委員会の指示に従い、これを原状に回復し、又はその損害の賠償をしなければならない。

(教育委員会による管理)

第17条 町長が、地自法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由によりグラウンドの管理を行うことが困難となったときは、教育委員会は、グラウンドの管理に係る業務の全部又は一部を行うものと

する。

- 2 前項の場合において、第5条から第7条まで、第9条、第10条及び第12条から第14条までの規定中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第9条及び第10条の規定中「使用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の場合において徴収する使用料は、別表に定める額とし、町の収入とする。
- 4 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第8条、第17条関係）

1 使用に係る料金

区分		使用に係る金額	
スポーツに使用する 場合	サッカーコート	全面	1時間につき 3,600円
		半面	1時間につき 1,800円
	フットサルコート	1時間につき 900円	
催物に使用する 場合	入場料を徴収しない場合 (営利目的以外)	1時間につき 4,500円	
	入場料を徴収しない場合 (営利目的)	1時間につき 9,000円	
	入場料を徴収する場合	1日につき 最高入場料の100人分 に相当する額に消費税 相当額を加算した額	
設備、器具等		教育委員会が別に定める額	

## 2 照明設備に係る料金

区分		照明設備に係る金額 (1時間につき)
サッカーコート	全面	800円
	半面	400円
フットサルコート		100円

### 備考

- 1 「入場料」とは、入場料、会費、賛助金、寄附金その他いかなる名目にかかわらず、グラウンドに入場する者から使用者が徴収する金銭をいう。
- 2 サッカーその他のスポーツの試合であっても、入場料を徴収するものは、入場料を徴収する場合として扱い、営利を目的とするもので入場料を徴収しないものは、入場料を徴収しない場合（営利目的）の区分による。
- 3 この表の規定により算定した入場料を徴収する催物に係る額が、入場料を徴収しない場合の額を下回るときは、営利を目的としないときは入場料を徴収しない場合（営利目的以外）の額とし、営利を目的とするときは入場料を徴収しない場合（営利目的）の額とする。
- 4 照明設備に係る料金は、グラウンドの使用目的に関わらず、実際に点灯した区分に応じて徴収する。
- 5 1時間につきの額を定める区分の使用時間は、30分を単位として計算する。
- 6 30分当たりの額は、1時間につきの額の2分の1の額とする。
- 7 この表に基づいて算定した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

議案第52号

五戸町印鑑条例の一部を改正する条例案

五戸町印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月4日 提出

五戸町長 若宮 佳一

提案理由

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）の法律が改正されたことに伴い、特定在留カード及び特定特別永住者証明書について、所要の改正を行うため提案するものである。

## 五戸町印鑑条例の一部を改正する条例

五戸町印鑑条例（令和元年五戸町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「同じ。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下この項及び次条において同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下この項及び次条において同じ。））」を、「代えて個人番号カード」の次に「、特定在留カード又は特定特別永住者証明書」を、「（」の次に「これらのうち、」を加え、「平成14年法律第153号」を「平成14年法律第153号。以下この項において「法」という。」に、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「限る。）が」の次に「同条第7項（法第22条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により」を加える。

第12条の2中「規定にかかわらず、個人番号カード」の次に「、特定在留カード又は特定特別永住者証明書」を、「自ら個人番号カード」の次に「、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書」を、「当該個人番号カード」の次に「、特定在留カード又は特定特別永住者証明書」を加える。

### 附 則

この条例は、令和8年6月14日から施行する。

議案第53号

五戸町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案

五戸町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月4日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

提案理由

職員等の旅費及び費用弁償について、所要の改正をするため提案するものである。

## 五戸町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

五戸町職員の旅費に関する条例（平成16年五戸町条例第123号）の一部を次のように改正する。

第29条中「職員について」の前に「任命権者は、」を加える。

別表を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の五戸町職員の旅費に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

議案第54号

五戸町指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例案

五戸町指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月4日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

提案理由

地方自治法第244条第1項の規定により、五戸町多目的グラウンドを公の施設として新たに設置するため提案するものである。

五戸町指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例

五戸町指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成17年五戸町条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

15	五戸町多目的グラウンド
----	-------------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の五戸町指定管理者による公の施設の管理に関する条例の規定による指定管理者の指定に関し必要な行為その他この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第55号

五戸町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案

五戸町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月4日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

提案理由

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

## 五戸町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

五戸町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例（令和3年五戸町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第2項に」を「第2項の」に、「第12条第3項」を「第12条第4項」に、「第45条第2項」を「第45条第3項」に、「価格」を「価額」に改め、「第10項」の次に「第1号」を加え、「以降」を「以後」に改める。

第5条中「より」を「よる」に改め、同条第2号中「及び」の次に「この」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第56号

五戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

五戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月4日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

提案理由

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）の改正及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第10号）の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

五戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

五戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年五戸町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等という。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第29条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（青森県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は青森県の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合に

は、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（青森県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は青森県の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（青森県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は青森県の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただ

し、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（青森県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は青森県の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第9条第1項中「保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者）」を「保育士（青森県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は青森県の区域に係る地域限定保育士）」に、「第29条第3項」を「第29条第3項若しくは第4項」に、「第44条第3項」を「第44条第3項若しくは第4項」に、「保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）」を「前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の五戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（第13条の規定を除く。以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和8年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第13条の規定は、令和8年12月25日から施行する。

議案第57号

五戸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

五戸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月4日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

提案理由

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）の改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

五戸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

五戸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年五戸町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

議案第58号

五戸町土地開発基金条例を廃止する条例案

五戸町土地開発基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和8年6月4日 提出

五戸町長 若 宮 佳 一

提案理由

所期の目的の達成及び現下の情勢を踏まえ、五戸町土地開発基金を廃止するため、その設置に関する条例を廃止する必要があることから提案するものである。

## 五戸町土地開発基金条例を廃止する条例

五戸町土地開発基金条例（昭和46年五戸町条例第23号）は、廃止する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。